

## 県職交渉（時間外交渉）概要

- 1 日時 令和5年5月16日（火）
- 2 場所 審理審問室
- 3 出席者 【当局】行政経営部長、人事課長外  
【組合】委員長、副委員長、書記長外
- 4 議題 基本認識、産業医面談、時間外縮減の取組

項目	組合主張	当局回答
基本認識	○36協定に関して、労働基準法の認識を確認したい。 ○36協定の意義は、全庁で共有されているのか。	○労働基準法で1日8時間、週40時間を超えて勤務させてはならず、臨時的にやむを得ない場合に36協定の範囲内で時間外命令ができるということになっている。 ○はい。
産業医面談	○産業医面談の結果はどうだったのか。	○産業医からの指示を受けるまでの者はいなかったが、疲労が蓄積しており、配慮するよう助言されたケースはあった。
時間外縮減の取組	○一斉消灯や一斉退庁の取組はどの程度できているか。 ○パソコンのログの早期確認の効果は出ているのか。	○一斉消灯は半分程度だ。 ○早期に確認し、所属内での業務の偏りの是正に使ってもらいたいとも思っており、引き続き状況を確認していく。